

NCBファクシミリサービスご利用規定

1. 照会について、貴行で受信した暗証番号および支店番号・預金種類・口座番号が届出の暗証番号および支店番号・預金種類・口座番号と一致した場合は、送信者を申込者とみなし、応答してさしつかえありません。
2. 振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、既に応答を受けた内容について変更または取消をされてもさしつかえありません。
3. 通信混雑、機器障害ならびに天変地変その他やむをえない事由により応答が遅延したり、不能となることがあっても、異議を申立てません。
4. NCB ファクシミリサービスの本申込書で指定したこのサービスの利用にあたっては、当行所定の基本手数料および取扱手数料（以下あわせて「手数料」といいます）を支払ってください。手数料は貴行所定の手数料引落口座により、毎月、貴行の定める方法で、自動振替により支払います。手数料につきましては、下記ホームページにてご確認ください。
https://www.ncbank.co.jp/kinri_tesuryo/kawase/eb.html
5. 本申込書で指定したこのサービスは、申込口座（預金口座）を解約した場合などで、貴行が必要と認めた場合には、自動的に解約されてもさしつかえありません。
また、以下の各号の事由が一つでも生じたときは、私に通知することなく、本サービスの利用を一時停止し、または自動的に解約されてもさしつかえありません。
 - (1)支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があったとき
 - (2)手形交換所または電子記録債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - (3)住所変更の届け出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき
 - (4)当行に支払うべき所定の手数料の未払い等が生じたとき
 - (5)解散、その他営業活動を休止したとき
 - (6)当行への本規定に基づく届け出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき
 - (7)暗証番号（照会暗証番号、確認暗証番号を含む）を不正に使用したとき
 - (8)本規定に違反したとき
 - (9)その他、前各号に準じ、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
6. 規定の変更は以下のとおりとします。
 - (1)当行は必要がある場合、契約者の事前の承諾を得ることなく、本規定の内容及び利用方法（当行の所定事項を含みます）を変更することができます。この場合、当行は、当行のホームページ上の「NCBファクシミリサービスご利用規定」を改定し掲示します。
 - (2)当行は、前項の掲示で指定した日（以下「変更日」という）以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定が適用されますので、契約者は本サービスを利用する際には、ホームページ上の利用規定をご確認のうえご利用ください。
 - (3)契約者は、第1項の利用規定の変更に同意できない場合、本契約を解約することができます。この場合の手続きは、第7条の規定を準用するものとします。
7. この取扱いは、当事者一方の都合でいつでも解約することができます。ただし当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。
8. この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴行の責によるものを除き、貴行に迷惑をかけません。

以上
(2020年4月1日現在)